

メキシコの知的財産概況

特許庁特許審査第一部応用光学 貝沼 憲司*

要 約

今年創設 30 周年の記念すべき節目を迎えるメキシコ産業財産庁 (IMPI) は 2020 年の大規模な法改正を経て、制度面および運用面で大きな変化が生じ、行政処分の制裁や手続き面での IMPI の権限も大幅に強化された。本稿では、最近のメキシコの知財に関するトピックや法改正の状況を整理することで、メキシコの知的財産概況を俯瞰する。

目次

1. はじめに
2. メキシコの知的財産概況
 2. 1 知財出願状況
 2. 2 近年の保護トレンド
 2. 3 2020 年法改正
 2. 4 模倣品関連情報
 2. 5 IMPI の行政処分手続き
 2. 6 IMPI のデジタル対応
3. まとめ

1. はじめに

年末の FIFA ワールドカップ 2022 の盛り上がりから年が明け、ブラジルでの駐在生活に終止符を打ち本稿を執筆しているところ、思えば次の FIFA ワールドカップは、アメリカ、メキシコ、カナダの 3 カ国共同開催、折しも 2020 年 7 月 1 日にアメリカ・メキシコ・カナダ協定が発効したこともあり注目を集める 3 カ国であると思いを巡らしていた。

駐在中は新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の影響で残念ながらメキシコ国内まで訪れる機会には恵まれなかったが、知財関係者とはオンラインでのミーティングが多く、感染症の影響が収まりつつある最終年には、長官級が集う会合で直接話す機会もあり改めて対面で話すことのメリットを感じていた。

特に中南米の人々の距離感は近く、日本のお辞儀をして挨拶を交わす距離、欧米の握手をする距離と比べると、中南米はハグをする距離とするとわかりやすい。中南米にはおよそ 100 年前の日系移民による社会が浸透しており、日本人および日本文化に対する敬意や信頼は非常に大きい。それにより生活面においても仕事面においても助けられた面は大きく、日本と中南米の地理的な距離は離れているが、日本と中南米の関係性の距離感は大事にしていきたい。

本稿では、筆者が 2019 年 6 月末から 2022 年 12 月末までの 3 年半にわたるジェットロサンパウロ駐在中に中南米・カリブ地域担当 IP アタッシュェとして得た情報をもとにメキシコの知財概況を紹介したい。なお、本稿は筆者の所属する部署のものではなく、個人的見解を示すものであることをあらかじめ申し述べておく。

* 前ジェットロサンパウロ知的財産権部長

2. メキシコの知的財産概況

2023年は知財に関してメキシコにとって特別な年である。1993年12月10日にメキシコ産業財産庁（IMPI: Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial）が創設され、今年で30年を迎えるまだ若い産業財産庁である。

世界でイノベーションが進んでいる国を示すWIPO Global Innovation Index 2022⁽¹⁾によるとメキシコは132カ国中58位でウクライナ（57位）とフィリピン（59位）の間に位置している。中南米では50位のチリ、54位のブラジルに次ぐ3番目となっている。メキシコの強みは伝統工芸品の輸出やハイテク産業の輸出入などメキシコ特有の産業が挙げられる一方で、ビジネス環境の施策や政策や運用面での安定性の欠如、ICTサービス輸入、知財の支払いの脆弱性が指摘されている。しかし10年前の2012年のランキングではメキシコは79位（中南米で8位）であったので、着実に成長を遂げているといえよう。

2.1 知財出願状況

メキシコの知財出願状況について見てみる。5年間のメキシコの特許出願件数の動向を表1に示す。メキシコはPCT条約に1995年に加盟している。出願状況についてはおよそ半数が米国からの出願となっており、国内出願は1割にも満たない。同じ中南米の同程度のGDPを有するブラジルの国内出願が5,000件程度あるのに対して、メキシコの国内出願の少なさが目立っており、メキシコ政府としてもブラジル程度までは国内出願を増やしたいのが現状である。日本からの出願も感染症以前はほぼ一定に推移していたが、感染症を機に減少傾向にあり、2022年は感染症からの復帰が見えつつあるも日本からの出願は減少傾向を維持している。

表1 メキシコ特許出願件数動向

年	全体	国内	米国	日本
2018	17,184	1,334 (7.8%)	8,370 (48.7%)	1,274 (7.4%)
2019	16,424	1,555 (9.5%)	7,173 (43.7%)	1,191 (7.3%)
2020	15,941	1,305 (8.2%)	6,978 (43.8%)	1,156 (7.3%)
2021	14,312	1,132 (7.9%)	6,206 (43.4%)	919 (6.4%)
2022	16,161	1,117 (6.9%)	7,473 (46.2%)	844 (5.2%)

次に、5年間のメキシコの商標出願件数の動向を表2に示す。メキシコは2013年にマドプロに加盟している。特許と異なり商標については国内出願が8割弱を占めており、新型感染症の影響を受けずに出願は増加傾向にある。米国からの出願は1割程度であり、日本からの出願もほぼ一定か若干の減少傾向にある。

表2 メキシコ商標出願件数動向

年	全体	国内	米国	日本
2018	139,053	108,590 (78.1%)	14,055 (10.1%)	905 (0.7%)
2019	141,580	109,353 (77.2%)	14,343 (10.1%)	861 (0.6%)
2020	145,941	112,979 (77.4%)	14,625 (10.0%)	907 (0.6%)
2021	148,100	118,325 (79.9%)	13,463 (9.1%)	878 (0.6%)
2022	180,464	142,007 (78.7%)	17,011 (9.4%)	842 (0.5%)

そして、5年間のメキシコの意匠出願件数の動向を表3に示す。メキシコは2020年にハーグ協定に加盟したばかりであり、その後の出願動向には関心が高まっていたが、感染症の影響もあってか全体的にはそれほど変化は見られていない。国内出願と米国からの出願が同程度で両国からの出願が3分の2を占めている。日本からの出願も感染症以降減少が見られる。

表3 メキシコ意匠出願件数動向

年	全体	国内	米国	日本
2018	4,233	1,635 (38.6%)	1,310 (30.9%)	259 (6.1%)
2019	3,949	1,627 (41.2%)	1,260 (31.9%)	172 (4.4%)
2020	3,726	1,348 (36.2%)	1,259 (33.8%)	208 (5.6%)
2021	3,498	1,050 (30.0%)	1,278 (36.5%)	201 (5.7%)
2022	4,093	1,225 (29.9%)	1,620 (39.6%)	88 (2.2%)

2.2 近年の保護トレンド

店舗の外装、店内構造及び内装等を保護する手段としてトレードドレスを採用する例が現れてきている。

特許庁の調査研究⁽²⁾によるとトレードドレスの概念規定を有するのは米国、韓国、メキシコの3か国であって、米国は米国商標法第45条の「記号」・「図形」にトレードドレスが含まれると解釈され、韓国では、立体商標がトレードドレスに対応する概念であるとされ、メキシコは2018年法産業財産権法第88条における商標として認められる標識がトレードドレスの概念と対応しているとされている。

メキシコでは2015年の最高裁判決においてトレードドレスは1991年メキシコ産業財産権法第213条第26項⁽³⁾で保護されるとされた後、2018年5月18日の法改正により導入されており、2020年法改正においても維持されている。

図1にメキシコにおけるトレードドレスの出願件数の推移を示す。2018年以降出願が現れ、2021年には1,000件を越す出願がなされている。

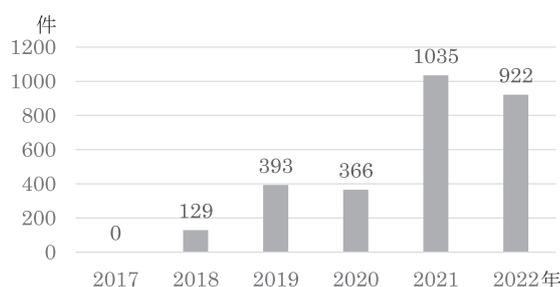


図1 メキシコのトレードドレス出願件数の推移

具体的にはメキシコ特有のビールやテキーラなどの飲料に加えて、一般的によく紹介されるガソリンスタンドやバスの外観、イヤホンなどの電子機器が多くみられる。未だ侵害事例など筆者の知る限りでは出ていないが、今後メキシコにおけるトレードドレスがどのように活用されていくのか注視が必要と思われる。

2.3 2020年法改正

2020年7月1日にメキシコ連邦官報に掲載された新連邦産業財産保護法（LFPPI: Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial）は、掲載から90日後の2020年11月5日に発効した。旧法である「Ley de la Propiedad Industrial」と比べ新法では、「Federal：連邦」が加わることで当該法律が連邦における管轄事項であることが示され、「Protección：保護」は国際的に見て前例のある表現であることに鑑みて新法に付加されたということから、より国際的かつ連邦全体に広げていこうとするメキシコ政府の方針が垣間見られる。

一般的に今般の法改正はいわゆるアメリカ・メキシコ・カナダ協定（USMCA）や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）対応ともいわれているが、その内容は先進国レベルでの保護内容の強化に加え、オンライン手続きの整備から不正競争防止や模倣品対策の強化とそれを取り締まるIMPIの権限強化などが挙げられ、非常に重要な改正であるため、ここで詳しく見ていきたい。

まずは大まかな構成について以下表4で示す。旧法は全体で229条あったが枝番も多く、今回の法改正で整理された結果、新法では410条まで増えている。

表 4 法改正における新旧対照表

新法：2020年11月5日施行	旧法：1998年1月1日施行
目次 I章 総則（第1条～第35条） II章 発明、実用新案、意匠、集積回路の回路設計について（第36条～第162条） III章 営業秘密（第163条～第169条） IV章 商標、広告スローガン及び商号（第170条～第263条） V章 原産地名称と地理的表示（第264条～第327条） VI章 行政処分の手続（第328条～第385条） VII章 違反、行政処分及び犯罪（第386条～第410条）	目次 I章 総則（第1条～第8条） II章 発明、実用新案及び意匠（第9条～第81条） III章 営業秘密（第82条～第86条の2（1）） IV章 商標、広告スローガン及び商号（第87条～第155条） V章 原産地名称（第156条～第178条） V章の2 集積回路の回路配置（第178条の2～第178条の2（9）） VI章 行政手続（第179条～第202条） VII章 査察、行政上の法規違反及び制裁、並びに犯罪（第203条～第229条）

第I章では、法律の目的や IMPI の組織や権限に加え、一般的な手続きに関することや代理権と委任状に関する手続き規定が記載されている。特に、すべての申立に電子メールを指定することが義務付けられており（第17条）、ユーザーと IMPI におけるコミュニケーションの活発化を目的としたものである。もちろん IMPI からのすべての通知は公報を通じても行われる（第19条）。

第II章では、旧法の第V章の2にあった集積回路の回路配置が加わった。また、特許においては、特許対象の追加（第45条）、特許対象外の追加（第49条）、ダブルパテントの禁止（第50条）、グレースピリオドの範囲拡大（第52条）、ヒト医薬の承認を受けるための試験・実験等のための特許発明の実施に対して、特許権の効力は及ばない、いわゆるボーラー条項の追加（第57条（2））、分割出願の明文化（第100条）、特許期間の調整規定（第126条～第136条）が新たに明記された。実用新案においては権利保護期間が10年から15年に延長された（第62条）。意匠は、ハーグ協定加盟のための要件が整えられ、権利保護期間が出願日から5年、ただし5年ごとの手続きにより最長25年まで延長可能に変更された（第78条）。また、意匠対象が拡大し工芸品や GUI が含まれるようになった（第66条、第70条）。そして、第三者に対抗するための特許ライセンスを産業財産庁に登録する義務が廃止された。

第III章の営業秘密については、欧州の営業秘密指令2016/943に従っている。また、重要な点として旧法では、営業秘密の不正流出は刑事措置の対象のみであったが、今般新法第VII章の行政上の違反に含まれるようになった（第386条（15））。

第IV章の商標等については、2018年にも商標の法改正が行われており、保護対象に非伝統的商標の追加、出願書類の記載要件、悪意の商標登録不可、使用宣言の義務などが盛り込まれており、今回の法改正において大きな変更点があるわけではないが、重要な点として商標の保護期間の起算日が出願日から登録日に変更になっている（第178条）。そして、周知商標・著名商標の登録要件が明らかにされた（第190条）。なお、特許と同様に商標についても第三者対抗要件である商標ライセンスの登録義務は廃止されている。なお、商標の使用宣言については、経過規定第11条において、2018年8月10日以降に登録された商標については第233条⁽⁴⁾および第237条⁽⁵⁾の使用の宣言を提出する必要があることが明記されている。所有者が使用の宣言を行わない場合、登録は、本庁の処分を必要とすることなく法律により失効する。特に、メキシコに子会社や関連会社を有する日本企業の場合、日本でのみ使用する商標について日本とメキシコで商標権を取得し、メキシコの法人にライセンスをしていない場合、メキシコの法人が商標を使用できないために不使用による商標取消のおそれがあるため注意が必要である。

第V章には原産地名称に加えて地理的表示が規定され、保護認可の手続き（第273条）及び使用認可（第298条）について明記された。

第VI章の行政処分の手続は、今回の法改正の最も重要な部分ともいえる IMPI による行政処分手続き（第328条）の明確化や権限強化を含むものである。旧法にもあった査察（第354条）や紛争解決の代替手段としての調停（第372条）が明記された。IMPI による具体的な行政処分手続きについては2.5を参照のこと。

そして、最終章の第VII章では、33つの行政上の違反（第386条）やUMA⁽⁶⁾の20,000倍から250,000倍（およそ

109万米ドル)へ罰金の強化(第388条)、IMPIが罰金を課すことができ、科された罰金は税額控除とみなされ(第393条)、IMPIによって課された罰金からの収入は、IMPIの運営費に補填される(第389条)ことが明記され、これによりメキシコでは罰金を徴収できる権限は国税庁であったが、それにIMPIも加わることとなった。

2.4 模倣品対策関連情報

2019年のOECD報告書⁽⁷⁾によると世界の模倣品流通額は総額4,640億ドルであり、中南米において統計情報として数少ないが参考までに取り上げるとブラジルで620億ドル⁽⁸⁾、メキシコで1,017億ドルとなっている。ただし、これらの数値には模倣品以外にも密輸などの違法な取引がすべて含まれるため単純にOECDのデータと比較できないことは留意が必要である。

また、米国司法省が公表しているスペシャル301条⁽⁹⁾では、中南米はアルゼンチン、チリ、ベネズエラの3か国が優先監視国とされ、メキシコを含む11か国が監視国とされており、全体の27か国中14か国が中南米になっていることから中南米における知財制度の不備が指摘されている。

しかし、メキシコを含め中南米における模倣品関連の情報は乏しく、多くの日本企業が模倣品の存在や知財リスクを懸念しているものの、なかなか具体的な対策を行えていないのが現状であった。そこでジェトロでは2021年度に、中南米13か国⁽¹⁰⁾における模倣品対策の制度や運用状況に関する調査研究を行い2022年4月18日に報告書を公表した⁽¹¹⁾。調査内容は、関連する政府機関や特許法等の法令や具体的な知財侵害の行政措置、刑事措置、民事措置、水際措置や鑑定制度から最近増加傾向にあるインターネット上の模倣品と、模倣品の実態とその流通ルートについて調査を行ったものである。

模倣品の実態について、近年メキシコにおいて、先住民コミュニティのデザインを模倣した衣服が大手メーカーから販売されていることに対して文化の盗用であるとの指摘⁽¹²⁾や、訴訟にまで発展しているケース⁽¹³⁾も見受けられる。

流通ルートについては、ベリーズのメキシコとの境界に位置するFTZ: Free Trade ZoneであるCorozal Free Zoneにおいて米国との輸出入に利用されているとの指摘がある⁽¹⁴⁾。UNCTADの報告書⁽¹⁵⁾によると世界におけるFTZはアジアに4,046カ所があり飛び抜けているが、次に多いのが中南米の486カ所であり、中南米ではドミニカ共和国(73カ所)、ニカラグア(52カ所)、コスタリカ(49カ所)、ホンジュラス(39カ所)、コロンビア(39カ所)など輸送の要所となり得る中米・カリブに多い。メキシコには17カ所あり輸出総額の31%を占める。また、OECD-EUIPOの調査によると、FTZが一つ増えると、偽造品や海賊版製品の輸出額が平均5.9%増加することも指摘されている⁽¹⁶⁾。

2.5 IMPIによる行政処分手続き

IMPIはメキシコ連邦政府の独立法人格を有し、一方では特許、実用新案、意匠及び商標等の権利付与を行うとともに、他方では権利侵害に対する行政処分を行うことのできる官庁という二面性を有している。具体的には表5のとおりIMPIにおける行政処分手続きの件数が公表されている。

表5 IMPIによる行政処分手続きの件数

年	合計(件)
2019	3,290
2020	1,487
2021年第1四半期	402
2021年第2四半期	497
2021年第3四半期	494

今回の法改正によって手続きが以下のように整備されている。行政処分手続きは、職権またはそれについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求することができ(第329条)、行政処分手続き

の申立には、申立の証拠となる申立書と対応する証拠を提出しなければならない（第 330 条）。証拠は書面であれば、あらゆる種類の証拠が認められるが、書類に含まれていない証言又は告白及び法律または道徳に反する証拠が除かれる（第 333 条）。IMPI は当該行政処分手続きに必要な証拠を利用することができ、必要なら秘密情報保護を保障する条件の下に、証拠を有する者に対して、証拠を提出するよう命じることができる（第 334 条）。申立が受理されると IMPI は添付書類を被疑侵害者へ送付し、被疑侵害者は 10 就業日以内に証拠を提出することができる（第 336 条）。宛先が不明の場合には、公示送達される（第 369 条）。請求人と被疑侵害者が十分な申立を提出した場合、IMPI は関連する前例及び証拠を検討した後に、適切な行政処分を下す（第 342 条）。行政処分には、侵害品の市場からの回収、商品の商業化又は使用の禁止、資産押収命令、違反行為の中止または終了、輸出入又は税関内における移動の禁止、営業停止または施設の閉鎖に加え、デジタル環境における違反内容の中断、削除も含まれる（第 344 条）。そして同条には、IMPI の職権で暫定措置を採用することもできる旨記載されている。暫定措置は、侵害行為の深刻さや請求された措置の性質の検討を行い、例えば、権利侵害の程度や修復不能な損害を被る可能性の存在、もしくは、証拠が破壊、隠匿、逸失又は改変される虞があることを請求人が証明した場合に実行することができる（第 345 条）。一方で被疑侵害者側は当該暫定措置を解除するための意見書を提示することができる（第 346 条）。最終的に行政違反があったと宣言する場合、IMPI は当事者に対して 15 日間の期間を与え、提案がないときには、IMPI は、次の命令をすることができる（第 366 条）。(1) 公共の利益に影響を与えない場合には、連邦行政の機関および団体、州、地方自治体、公共組織、慈善団体もしくは社会保障の機関および団体への資産の寄贈、(2) 一切の補償を伴わない破壊。

そして IMPI 担当官の経験則によると証拠として重要なものが査察による調書である（第 360 条）。旧法では実際に存在する場所だけが対象であったが、新法ではデジタルプラットフォームについても対象になっている（第 358 条）。また、査察は行政処分の手続き中に行われることもあれば、手続きに先立って行われることもある。実際に現場を訪れることで被疑侵害者を召喚し、暫定措置を適用することも可能になる。査察の利点として現場査察を行い予防的な方法で暫定措置として対象物品を確保できるとともに事業所や拠点を閉鎖することもできることが挙げられる（第 362 条）。特に新法において重要な点が 2 つあり、一つ目が IMPI が税関の管理下にある対象物品の流通を差し止めることができるようになり、税関職員と IMPI 職員が協力して対象物品の流通を差し押さえることができるようになったことである。これにより IMPI の査察官が国境における税関の構内に赴き、税関の対象となるコンテナを実際に開き、内容物を IMPI の査察官が審査し暫定措置を実施することができるようになった。もう一つは現場が実際の場所のみならずデジタルプラットフォームに対して暫定措置が可能となったことで、権利侵害が疑われるコンテンツを停止させたり阻止させたりすることができることになった。今後まだ知られていない将来的な媒体についても暫定措置を採ることができるようになるとのことであり、例えば、昨今話題の NFT における行政上の違反に対しても対応が可能になる。

2. 6 IMPI のデジタル対応

感染症の影響もありオンラインなどのデジタルへの環境変化が急速に進んでいる。2020 年における EC 市場規模は、中国 2.8 兆ドル、米国 8.4 千億ドル、日本 1.4 千億ドルに対して南米は 425 億ドル程度であるが、成長率ではメキシコは急成長を遂げるアジア地域と遜色ない位置にいることから、今後期待できる市場であることは疑いようがない。

中南米で最大の EC マーケットプレイスはアルゼンチンに本社を置くメルカドリブレであり、メキシコを含めて中南米 18 か国に展開している。メキシコでもアマゾン抜いてトップシェアを誇っている。メルカドリブレは e コマースにおける知財保護にも積極的に取り組んでおり、同社のブランド・プロテクション・プログラムでは、機械学習を用いることで、広告における侵害品やその類似品、関連アカウントも検知して自動的に削除している。当該プログラムによって 2021 年下半期は違反広告の 85% に及ぶ 270 万件が削除され、関連するアカウントを凍結している。

そして、2022 年 8 月 4 日、IMPI とメルカドリブレは e コマースの知的財産保護に関する協力提携に署名を行っ

た⁽¹⁷⁾。この提携で、IMPI とメルカドリブレは共同で e コマース上の知的財産権を侵害する可能性のある製品を特定するための技術的ツールを活用した協力体制を置くことを規定している。

その後も IMPI は積極的に関係機関とのデジタル環境における知的財産保護の連携を進め、同 8 月 18 日にはエンターテインメントソフトウェア協会とオンラインゲーム産業の知財保護を進める協力協定を締結し、同 9 月 20 日には、映画産業の知的財産権の保護を強化するためメキシコ視聴覚製品権利保護庁 (EGEDA MEXICO) と協力協定を調印した。

このようにメキシコでは法改正とともに運用面においても関係機関との連携を進め、オンライン市場における模倣品対策を進めていることがわかる。最近では中南米における日本企業からの模倣品対策への要望も高まりつつあるところ、IMPI と協力して取組を進めることで中南米における模倣品対策の改善のきっかけになることが望まれる。

3. まとめ

感染症の影響で生活面や仕事面でもオンラインへと変化が進む中、IMPI では法改正により制度・運用面での整備を進めている。また、行政処分や模倣品対策についてもバーチャルプラットフォームや e コマースについて迅速に対応を行っている。とはいえ、まだ法改正から間もなく規則も定まっていないために運用における不明確な部分も多い。また、言語的な障壁から多くの詳細な情報が日本にまで行き渡っていないのが現状であるが、昨今ではオンラインでのミーティングやイベントも増え、ジェットロでもビジネス短信やオンラインセミナーによって多くの海外における情報発信に力を入れているところである。本稿がメキシコにおける知財概況について少しでも把握する機会となり、今後の関係者のビジネス促進に貢献できれば幸いである。

(注)

(1) Global Innovation Index 2022, 15th Edition

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4622>

(2) 平成 30 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「店舗の外観等 (トレードドレス) に関する制度・運用についての調査研究報告書」

(3) メキシコ旧産業財産法第 213 条 以下は行政上の違反である。

(26) 本法により保護される他者と同一又は混同するほど類似した製品又はサービスの識別を可能にし、その使用により、保護される権利の保有者と無許可の使用者との間の関係の存在を信じさせ又は想定させて、公衆に混乱、誤り又は詐欺を引き起こす、特徴ある符号、操作及びイメージ要素の組み合わせを使用すること。

このような操作上及び画像上の要素を上記の方法で使用することは、本条第 1 項に基づく不正競争行為に該当する。

(4) メキシコ新連邦産業財産保護法第 233 条 商標は、登録された様式で、又はその顕著性を変えないような変更のみを伴う様式で、メキシコ国内において使用されなければならない。

商標の所有者は、本庁に対して、当該商標が使用される指定の商品又は役務を示して、その実際かつ有効な使用を宣言し、この宣言には、所要な手数料の納付を伴わなければならない。

宣言は、登録が付与された時点から第 3 年目の終了後、3 月内に、本庁に提出されなければならない。

登録の保護範囲は、使用が宣言されている商品又は役務に限って存続する。

所有者が使用の宣言を行わない場合、登録は、本庁の処分を必要とすることなく法律により失効する。

(5) メキシコ新連邦産業財産保護法第 237 条 商標登録の更新は、存続期間満了前の 6 月内に所有者によって請求されなければならない。ただし、本庁は、登録の存続期間満了後 6 月内に提出された申請は処理する。

更新申請書を提出する際に、所有者は、当該商標が使用される商品または役務を指定して、その実際かつ有効な使用を宣言するものとし、この宣言には、所要な手数料の納付を伴わなければならない。

登録の保護範囲は、使用が宣言されている承認または役務に限って存続する。

商標の使用が宣言されていない場合、本庁は申請者に 2 月内に不備の補正を要求する。

示された期限内に要件を遵守しない場合、登録は、本庁の判断を必要とすることなく法律により失効する。

質権の受益者が本庁に更新を提出する場合、商標の実際かつ有効な使用宣言は必要としない。

(6) Unidad de Medida y Actualización の略。メキシコ国立統計地理情報院 (INEGI) が全国消費者物価指数の結果をもとに、毎年発表する経済的基準単位。2021 年度の日額は 89.62 メキシコペソ。

(7) Global Trade in Fakes

https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/observatory/documents/reports/2021_EUIPO_OECD_Report_Fakes/2021_EUIPO_OECD_Trade_Fakes_Study_FullR_en.pdf

(8) FNCP Fórum Nacional Contra a Pirataria e a Ilegalidade

(9) 2022 Special 301 Report

<https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>

(10) アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ

(11) 中南米における模倣品対策の制度および運用状況に関する調査

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/cs_america/br/ip/pdf/survey_202203.pdf

(12) メキシコ大統領夫人が「ラルフ ローレン」を文化の盗用で批判

<https://news.yahoo.co.jp/articles/f9a40cdca4d1289d7a8ddc05452e7661e6a2e7a0>

(13) SHEIN（シーイン）が「フリーダ・カーロ・コレクション」をローンチ。商標権争いの新たな火種に？

https://artnewsjapan.com/news_criticism/article/495

(14) The Global Illicit Trade Environment Index

<http://illicittradeindex.eiu.com/documents/EIU%20Global%20Illicit%20Trade%20Environment%20Index%202018%20-%20FTZ%20June%206%20FINAL.pdf>

(15) World Investment Report 2019

<https://unctad.org/webflyer/world-investment-report-2019>

(16) Trade in Counterfeit Goods and Free Trade Zones

<https://www.oecd.org/gov/trade-in-counterfeit-goods-and-free-trade-zones-9789264289550-en.htm>

(17) ジェトロビジネス短信「メキシコ産業財産庁とアルゼンチンのメルカドトリプレ、EC 知財保護で協力」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/e58b27bf67e97d19.html>

(原稿受領 2023.1.18)